

議 案 名	専決処分の承認を求めることについて（富士見市税条例の一部を改正する条例）
制 定 趣 旨	<p>地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日付けで公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。</p>
主 な 制 定 内 容	<p>主な改正点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付について、住所等を削除したDV等被害者に係る固定資産課税台帳の閲覧又は証明書の交付に係る手数料を定めるもの （該当条文は、条例第73条の2及び第73条の3の改正規定）</p> <p>(2) 固定資産税の課税標準に関する特例、いわゆる「わがまち特例」に関する規定について、地方税法附則から引用する条項の追加や改正を行うもの （該当条文は、条例附則第10条の2の改正規定）</p> <p>(3) 省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置について、工事要件に省エネに資する機器の設置工事を対象に加えるもの （該当条文は、条例附則第10条の3の改正規定）</p> <p>(4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするもの</p>

	<p>(該当条文は、条例附則第12条の改正規定)</p> <p>※その他、引用する適用条項の改正や関係規定の整備を行っております。</p>
<b>施行日</b>	令和4年4月1日

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、1回につき200円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。)の交付手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。

2 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は5分の4とする。

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は5分の3  
(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳\_\_\_\_\_の閲覧の手数料は、1回につき200円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書\_\_\_\_\_の交付手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。

2 (略)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

3 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は5分の3  
(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は2分の1)とする。

4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分



規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10

規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

22 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

25 (略)

26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10

項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に

項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に

申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)